

「北見市男女共同参画の基本計画について」
(中間答申)

平成18年2月23日
北見市男女共同参画審議会

中間答申にあたって

北見市は、平成11年3月に策定された「男女共同参画プランきたみ」(以下「プラン」という)に基づいて、男女共同参画を推進する施策を実施してきた。プランの期間は、平成18年度までとされている。しかし、プラン策定後、男女共同参画社会基本法が施行され(平成11年6月23日)、北見市においても、男女共同参画を推進するための条例が施行されるに至った(平成16年10月1日)。また、北見市は、平成18年3月5日、端野町、常呂町、留辺蘂町と合併することが予定され、新しく生まれ変わろうとしている。このような時代の変化と社会情勢の変動に対応して、男女共同参画に関する施策も、現行のプランを見直して、新生北見市にふさわしい男女共同参画基本計画を策定する必要がある。

北見市男女共同参画審議会は、平成17年9月1日、北見市長より「北見市男女共同参画の基本計画について」諮問を受け、同日第1回審議会を開催して以降、7回にわたって審議を重ね、諮問事項について検討してきた。その結果、次のとおり審議会委員の意見の一致をみたので、本日ここに答申する。

北見市男女共同参画審議会
会長 新谷 真人

中間答申

「策定の趣旨」と5つの重点課題

北見市男女共同参画の基本計画（以下「基本計画」という）は、北見市男女共同参画を推進するための条例（以下「条例」という）に基づき、北見市長が定めるものであって（条例第16条）男女共同参画の推進に関する行政上の指針となるべきものである。基本計画は、平成18年3月の合併により誕生する、新しい北見市の姿に対応した内容のものでなければならない。

まず、基本計画の冒頭に「策定の趣旨」を記述し、基本計画策定に至る経緯を説明し、北見市における男女共同参画の意義と重要性を再確認し、固定的役割分担意識の改革の必要性を訴える必要がある。次に、基本計画は、男女共同参画プランきたみ（以下「プラン」という）及び条例を踏まえて、時代の変化に対応して、新しく次の5つの重点課題を設定するが、基本計画の策定にあたっては、項目を追加しても差し支えないものとする。

政策・方針決定の場における男女共同参画の拡大（条例第5条、第6条、プラン推進課題 大項目1に対応）

家庭生活と学校・職場・地域活動の両立支援（条例第7条、プラン推進課題 大項目2、推進課題 大項目1に対応）

農山漁村における男女共同参画の確立（条例第7条、プラン推進課題 大項目2に対応）

男女が健康で豊かに暮らせる体制づくり（条例第8条、プラン推進課題 に対応、あらゆる暴力の根絶（条例第4条）を含む）

男女平等を推進する教育・学習の充実と国際協調（条例第3条、第9条、第13条、第19条、プラン推進課題 に対応）

以下、それぞれの重点課題について、施策の基本的な考え方と審議会での主な意見を述べる。

重点課題 「政策・方針決定の場における男女共同参画の拡大」

（1）施策の基本的考え方

男女共同参画を拡大するためには、単に一般的な男女共同参画の推進ではなく、公務員、民間を問わず、社会の重要な意思決定の場における男女共同参画こそが重要である。政策・方針決定の場においては、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、積極的改善措置を活用して、男女共同参画を推進する必要がある（条例第5条、第6条）。

行政においては、市議会、各種審議会、委員会等の男女の数が均衡するよう配慮すべき

である。また、行政庁や公立学校において、男女がバランスよく管理職に登用されるよう努力する必要がある。企業、労働組合、教育機関、商工会議所、農協、漁協などの民間団体においても、重要な役職において、男女の数が均衡するようにしなければならない。各団体においては、女性登用率改善の取組みが、目に見える結果として現れるように努力すべきである。

(2) 審議会での主な意見

- ・市の審議会、委員会における女性の登用率を、できるだけ50%に近づけることを目標とする。
- ・市の女性管理職の登用率をさらに引き上げるように努力する。
- ・官民で女性が活躍できるように、男性の育児介護休業の取得に積極的に取り組む。
- ・商工会議所の役員は、半数から30%までは女性にする。
- ・行政による民間団体への啓発・広報活動をより活発に行う。
- ・これらを推進するため、市に専門部署を設置することが望ましい。
- ・推進状況を把握するため、企業規模別、職種別など、よりきめの細かいデータの収集に努める。

重点課題 「家庭生活と学校・職場・地域活動の両立支援」

(1) 施策の基本的考え方

ここでは、男女共同参画を、家庭・学校・職場・地域などのあらゆる分野において、また、政策・方針決定の場にとどまらずに、より広く推進していくことを目標とする(条例第7条)。「両立」とあるが、家庭生活とその他の活動は、相互に関連するものであるから、二者間の関係にとらわれる必要はない。なお、家庭生活を最初に掲げたのは、家族・家庭こそ社会の基礎であり、ここでの男女共同参画が最も重要であるという、北見市民の意思に基づくものである。

男であれ女であれ、家庭・学校・職場・地域その他社会のあらゆる分野において、バランスよく参加できてこそ、人間らしい生活といえる(ワークライフバランス)。これを実現するためには、まず「男は仕事、女は家庭に」といった固定的な性別役割意識の変革に努め、社会のあらゆる領域において、男女共同参画を阻害する制度や慣行を見直していく必要がある。特に職場においては、長時間労働やサービス残業の解消に努め、男女が、家庭・学校・地域の活動に参画しやすい就業環境を整備する必要がある。また、生活領域だけではなく、年少者、子育て世代、高齢者など、あらゆる年代層における男女の固定的な役割分担意識を変革していくことが大事である。そのうえで、家庭生活と仕事、社会活動などが適切に行えることが、人間らしい生活につながるというワークライフバランスの考え方に立って、両立支援の施策を実施する必要がある。

(2) 審議会での主な意見

1) 家庭生活

- ・ 独居老人家庭、老夫婦と独身の子の世帯など「家族」「家庭生活」の多様性に配慮して、きめ細かな両立支援を実施する。
- ・ 一人親家庭や障がい児の母、父が、個性や能力を発揮できるように、育児の負担の軽減などについて配慮する。
- ・ DVに関する相談・自立支援窓口を設ける。また、民間シェルターをより一層支援するなど、DV防止対策を強化する。

2) 学校

- ・ 学校管理職の女性の少なさは、長時間労働の実態や転勤などの勤務条件の変化等が影響していると考えられる。女性教員が能力を発揮できるように、職場環境を改善する。
- ・ P T Aの会合、授業参観、学校行事などに、父親が参加できる条件づくりをすすめる。

3) 職場

- ・ 職場で、男女雇用機会均等法等の趣旨等を周知し、男女同一労働同一賃金の実現にむけて努力する。
- ・ 職場でのセクシャルハラスメント防止を周知徹底し、安心して働ける職場づくりを推進する。
- ・ 男女のパート労働者が、仕事と家庭生活のバランスをどう考えているのか、意識調査を行う。
- ・ 男女の労働者が、育児介護休業をとりやすいように職場環境を整備する。男性が育児介護休業を取得した場合は、積極的にその事例を紹介する。
- ・ 職場で男女共同参画を推進することは、企業にとっても有能な人材が確保できるなどプラス面があることを、もっとPRする。
- ・ 男女共同参画の推進に功績のあった企業を表彰すると同時に、共同参画の結果、企業にどのような変化がみられたかという点について、積極的に紹介する。

4) 地域

- ・ 各種の女性の集いに、男性の参加を呼びかける。
- ・ 男女の高齢者が、地域において積極的な役割を果たすことができるように配慮する。
- ・ 町内会、老人クラブ等の役員等の構成は、男女のバランスに配慮する。
- ・ 女兒への犯罪や子どもの非行を防止するために、地域の大人や町内会が、もっと子どもに目配りをする。

重点課題 「農山漁村における男女共同参画の確立」

(1) 施策の基本的考え方

一般に、農山漁村では、都市部に比べて「家中心、男性優位」の考え方が根強く残っていると考えられる。この中で、女性は、仕事をして家事もこなすという大きな負担をかか

えながら、見えない力で家庭や経営を支えてきた。これからは、農山漁村においても、女性の労働能力を適切に評価して、女性が報酬を得られる道を開くなど、女性の個性と能力を十分に発揮できるように、男女共同参画を推進していく必要がある(条例第3条第1項)。農山漁村において、男女共同参画を阻害するような社会制度や慣行があるならば、それらを見直し、男女にとって中立なものとするように改善しなければならない(第5条)。特に、北見市は、平成18年3月5日に1市3町の合併が予定されており、合併後は、農山漁村をすべて包含することになる。したがって、農山漁村における男女共同参画の確立は、北見市の発展のためにも、重要な課題となる。合併後は、農山漁村に暮らす男女の意見を基本計画に取り入れる必要がある。

農山漁村の仕事や暮らしは、男女の二人三脚でなくては成り立たないが、その仕事の経験のない女性にとって未知な部分が多い。このことが、いわゆる嫁不足の一因にもなっている。もっと、農山漁村の生活をオープンにし、他の市民にその魅力をアピールする必要がある。

(2) 審議会での主な意見

- ・ 女性の農業委員の比率を高める(現状ではゼロ)。男性からも、女性委員を推薦してもらうように働きかける。
- ・ 農業協同組合、漁業協同組合等の団体における役員構成につき、女性の比率を30%以上とする。
- ・ 家族経営協定の締結を推進するとともに、女性の認定農業者をふやす。
- ・ 長時間労働、不規則な労働、過重な力仕事などの労働環境をできるだけ改善し、男女がともに働きやすい職場づくりをめざす。
- ・ 女性でもトラクターの大型特殊免許を取得できるように、家庭や行政等において、時間や資金面での援助を工夫する。
- ・ 農山漁村における男性の意識改革も大事である。
- ・ 地元の農産物等を提供して、農閑期にレストランや朝市を開くなど、女性の起業を促進する。行政もできるだけバックアップをする。男性の理解と協力も重要である。
- ・ 農山漁村における女性の健康診査受診率を向上させる。
- ・ 農山漁村におけるDVは表面化しにくい傾向があり、男女の意識改革に取り組む必要がある。

重点課題 「男女が健康で豊かに暮らせる体制づくり」

(1) 施策の基本的考え方

男女共同参画の推進は、妊娠、出産などに関して、男女が互いに理解を深め、性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として行われなければならない(条例第8条)。女性は、産む性という特質があり、若いうちからの健康管理と保健衛生の知識が必要であ

る。また、中高年の女性は、家族の健康には気をつけても、自分の健康に意識が向かない人が多い。一般に、女性の健康診査受診率は低く、その原因を究明して受診率の向上を図る必要がある。

男女間暴力は、相手に対する人格の否定の極限形態であり、あらゆる形態の暴力を根絶することが、男女共同参画社会を実現するために不可欠であるとの基本理念を維持しなければならない(第4条、第14条第3項)。

男女が安心して子どもを産み、育てることができるように、保育所や児童センターの整備を図る必要がある。また、男女の高齢者が、健康で生きがいをもって生活できるように、病気予防に重点をおくべきである。男女が健康で豊かに暮らせるように、北見市地域福祉計画と連動しながら、男女共同参画の観点から諸施策を推進していく必要がある。

(2) 審議会での主な意見

- ・ 女性の健康診査受診率を向上させるために、受診手続き、実施時期、時間帯、費用などの現行体制を見直し、改善を図る。
- ・ 女性パート労働者も受診しやすいように配慮する。
- ・ 男女の健康セミナーを、時間帯を考慮して積極的に開催する。
- ・ 中・高生などを対象とした健康教育を実施する。
- ・ DV防止に取り組む民間シェルターと行政および警察が連携して、DV防止対策を強化する。
- ・ 市は、DV被害者自立支援基本計画の策定に努める。
- ・ 保育士や専門的ボランティアなどの専門家による育児相談体制を充実させる。
- ・ 経済的支援を含め学童保育の活動をさらに充実させる。
- ・ 保育所の空き状況など、育児に関連する情報をきめこまかく提供する。
- ・ 男性の育児介護休業の取得を推進する。特に、公共部門がお手本を示すべきである。
- ・ 高齢者も楽しめるようなスポーツ施設やレクリエーション施設を検討する。
- ・ 寿大学は、男女共同参画の観点からよりいっそう充実させていく。

重点課題 「男女平等を推進する教育・学習の充実と国際協調」

(1) 施策の基本的考え方

1) 学校教育、社会教育

男女が、性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれず、その個性や能力を十分に発揮できるためには、子どもの頃から、男女共同参画の視点に立った教育を行うことが重要である。教育関係者は、教育の場において、男女共同参画の推進に配慮するよう努めなければならない(条例第13条)。市は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るため、必要な措置を講ずるものとされている(第19条)。

就学前、小中学校、高等学校、大学等の学校教育においては、子どもの成長に合わせて、

男女平等の歴史、人権の尊重、相互の違いと協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて適切な男女平等教育を行う必要がある。性教育は、単に性的な知識を教えるのではなく、男女の生命の大切さや人間としての尊厳を重視し、総合的な人間教育の一環として位置づけるべきである。

子どもは、親の姿を見て育つ。家庭においては、母親、父親が固定的な役割分担意識にとらわれずに、対等な家族構成員として、相互に協力し人格を尊重しあわなければならない。親子、夫婦など、家庭のあり方について、男女共同参画の視点から学習できる環境を整える必要がある。

勤労者や高齢者に対しても、それぞれの特質に即した内容の講座を開催するなど、社会教育の一環として、適切なジェンダー観を形成していくことが求められる。さらに、男女共同参画を推進するためのリーダーを養成することが重要である。

2) 国際協調

わが国における男女共同参画の動きは、国際社会におけるさまざまな取組みと深く連動しており、このことは、北見市においても例外ではない。私たちは、つねに国際社会の動向に注目し、調査研究を行い、その成果を地域社会に取り入れるように努めなければならない(第9条)。北見市においては、男女共同参画の観点から、従来の国際交流のあり方を見直し、人事交流や調査研究をいっそう促進する必要がある(第20条)。

(2) 審議会での主な意見

1) 学校教育、社会教育

- ・ 学校教員の男女共同参画に関する研修会を実施し、さらに意識啓発を図る。
- ・ 学校だより等を通じて、学校における男女共同参画への取組みを紹介する。
- ・ P T A活動においても男女共同参画を推進し、その意見を学校教育に反映させる。
- ・ 父親、母親、社会人、高齢者を対象としたジェンダー講座を開催する。
- ・ 各種市民講座では、託児所を設け、子育て世代の男女が参加しやすいようにする。
- ・ 女性センターに男女共同参画推進の拠点としての機能をもたせ、学習と実践活動をサポートする。また、男女共同参画の専門機関として、リーダーの育成に努める。

2) 国際協調

- ・ 市民として共に暮らす外国人に対して差別をしない。
- ・ 男女共同参画の国際動向に注意し、適宜、広報等で情報を提供する。
- ・ 姉妹都市、友好都市との交流においては、男女共同参画に関する情報交換を行う。
- ・ 国際人事交流においては、男女の偏りが生じないように配慮する。
- ・ 北見市内の国際交流機関・大学・団体と連携協力し、男女共同参画の観点から、異文化交流を深める。

参考

北見市男女共同参画審議会開催経過

- ・ 第1回審議会 平成17年9月1日
委嘱状の交付
会長、副会長の選出
審議会スケジュール等について
- ・ 第2回審議会 平成17年10月5日
全体スケジュールについて
第1回検討テーマ（政策・方針決定の場における男女共同参画の拡大）について
- ・ 第3回審議会 平成17年11月9日
第2回検討テーマ（家庭生活と学校・職場・地域活動の両立支援）について
- ・ 第4回審議会 平成17年12月2日
第3回検討テーマ（農山漁村における男女共同参画の確立）について
- ・ 第5回審議会 平成18年1月12日
第4回検討テーマ（男女が健康で豊かに暮らせる体制づくり）について
- ・ 第6回審議会 平成18年2月2日
第5回検討テーマ（男女平等を推進する教育・学習の充実と国際協調）について
- ・ 第7回審議会 平成18年2月20日
中間答申（案）について

北見市男女共同参画審議会名簿

氏 名	所 属 団 体 等	備 考
天 野 昇	北見市小中学校長会	
新谷 真人	北海学園北見大学	会 長
小田恵美子	人権擁護委員協議会	副会長
兼平 慶子	連合北海道北見地区連合会	
武田 哲司	(社)北見青年会議所	
渋野 嘉伸	きたみらい農業協同組合	
徳田美千恵	北見消費者協会	
徳本紀恵子	北見商工会議所	
橋場 俊展	北海学園北見大学	
早坂 惇司	公募	
平野 温美	北見工業大学	
吉谷 優子	ウイメンズ・きたみ	